

長期優良住宅認定申請等提出書類一覧表

第5条 認定申請

書類	窓口申請 郵送申請	電子申請	概要
認定申請書	必須	フォーム へ入力	・申請内容により様式が異なります。 （例）第1・2・3項は第一号様式、第4・5項は第一号の二様式、第6・7項は第一号の三様式
(代理人に委任する場合) 委任状	必須	フォーム へ入力	・参考様式を福岡県HPに掲載しています。 ・代理人の資格（建築士又は行政書士の種別、資格の種類・番号、事務所の登録番号等）を記載してください。
災害配慮基準及び 居住環境基準確認報告書	必須	フォーム へ入力	・申請住宅（ <u>建築設備も含む</u> ）が「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害特別警戒区域」に入らないことを事前に確認してください。 ・地区計画等、土地区画整理事業、景観計画等の区域等に敷地が含まれる場合は、適合証等を添付してください。
確認書又は住宅性能評価書の写し	必須	必須	・長期使用構造等である旨が記載された確認書又は性能評価書を添付してください。
維持保全計画書	必須	必須	・年間の積立予定額が6万円未満となる場合は、資金計画を提出してください。
付近見取図	必須	必須	・住宅の位置が特定できる地図を使用し、方位、目標となる建物等、ランドマークを記載してください。
配置図	必須	必須	・方位、接道する道路の建築基準法上の種別、道路境界線等を記載してください。
建物求積図	必須	必須	・建築面積、各階床面積の求積図を添付してください。 ・ <u>規模の基準面積の算定に含めることができない「階段部分※」、「屋外部分(ポーチ、バルコニー、外部収納等)」、「居住以外の部分(車庫、店舗等)」の面積・算定式を記載してください。</u> ※階段下部のうち生活空間として利用できる部分を図面に明示している場合は、当該部分に限り、規模の基準面積の算定に含めることができます。
各階平面図	必須	必須	・方位を記載してください。 ・ <u>階段部分等の規模の基準面積の算定に含めることができない部分の面積算定に必要な寸法を記載してください。</u>
二面以上の立面図	必須	必須	・縮尺、外壁及び開口部の位置を記載してください。 ・ <u>立面図に建築物の高さ、軒の高さ並びに軒及びびさしの出の記載がない場合は、断面図又は矩計図を添付してください。</u>
(増築・改築又は既存の場合) 状況報告書	必須	必須	・様式は、長期優良住宅 認定申請書作成の手引き（住宅性能評価・表示協会）の「参考様式2」を参照してください。
(既存の場合のみ) 工事履歴書	必須	フォーム へ入力	・様式を福岡県HPに掲載しています。 ・様式の内容に応じて確認済証、台帳記載事項証明書等の写しを添付してください。

第8条 変更認定申請（計画の変更）

書類	窓口申請 郵送申請	電子申請	概要
変更認定申請書（第三号様式）	必須	フォーム へ入力	—
(代理人に委任する場合) 委任状	必須	フォーム へ入力	・参考様式を福岡県HPに掲載しています。 ・代理人の資格（建築士又は行政書士の種別、資格の種類・番号、事務所の登録番号等）を記載してください。 ・第5条の認定申請時に当該手続きの委任を受けている場合は、改めての添付は不要です。
確認書又は住宅性能評価書の写し	必須	必須	・変更後の確認書又は変更設計住宅性能評価書を添付してください。
設計図書	必須	必須	・ <u>「第5条 認定申請」に必要な図書を変更された場合のみ、変更図書を添付してください。</u> <u>変更図書の変更箇所を赤枠で囲むなどし、判別できるようにしてください。</u>

第9条 変更認定申請（譲受人の決定）

※譲受人の決定の予定時期から6カ月以内に譲受人を決定する必要があります。
※6カ月を超えて譲受人を決定する場合は第8条の変更認定申請を行い譲受人の決定の予定時期を変更する必要があります。
※売買契約日から3カ月以内に第9条の申請が必要です。

書類	窓口申請 郵送申請	電子申請	概要
変更認定申請書（第五号様式）	必須	フォーム へ入力	・ <u>正本第一面の右下に担当者名と連絡先を記載してください。委任状が必要な場合は記載は不要です。</u>
(分譲事業者、譲受人以外の者が申請する場合) 委任状	必須	フォーム へ入力	・ <u>分譲事業者、譲受人のどちらかが申請する場合は、委任状は不要です。</u> <u>※譲受人から分譲事業者への委任状も不要です。</u> ・分譲事業者、譲受人以外の者が申請する場合は、委任状が必要です。 ※福岡県HPに様式を掲載しています。 ※軽微な変更の「有無」を記載し、軽微な変更がある場合は変更内容を記載してください。
維持保全計画書	必須	必須	・年間の積立予定額が6万円未満となる場合は資金計画を含め作成してください。
売買契約書の写し	必須	必須	・契約書一式の写しを添付してください。
鍵の受け渡し書等	<u>任意</u>	<u>任意</u>	・譲受人の決定の日が、売買契約書の契約日の <u>翌日以降の場合</u> は添付してください。

第10条 承認申請（地位の承継）

書類	窓口申請 郵送申請	電子申請	概要
承認申請書（第七号様式）	必須	フォーム へ入力	—
(代理人に委任する場合) 委任状	必須	フォーム へ入力	・参考様式を福岡県HPに掲載しています。 ・代理人の資格（建築士又は行政書士の種別、資格の種類・番号、事務所の登録番号等）を記載してください。
建物の登記に関する全部事項証明書 又は売買契約書の写し	必須	必須	・申請者の所有権が登記された建物の登記に関する全部事項証明書又は売買契約書一式の写しを添付してください。

住宅の建築が完了した旨の報告

書類	窓口申請 郵送申請	電子申請	概要
完了した旨の報告書(県実施要綱 様式6)	必須	フォーム へ入力	・福岡県HPに様式を掲載しています。 ・軽微な変更の「有無」を記載し、軽微な変更がある場合は変更内容を記載してください。
(代理人に委任する場合) 委任状	必須	フォーム へ入力	・福岡県HPに参考様式を掲載しています。 ・代理人の資格（建築士又は行政書士の種別、資格の種類・番号、事務所の登録番号等）を記載してください。 ・第5条の認定申請時に当該手続きの委任を受けている場合は、改めての添付は不要です。
認定通知書の写し	<u>不要</u>	必須	・変更認定申請を行った場合は、変更認定通知書の写しを添付してください。
工事監理報告書又は建設住宅性能評価書の写し	必須	必須	・福岡県HPに工事監理報告書の様式を掲載しています。
検査済証又は 工事届（都市計画区域外）の写し	必須	必須	・建築基準法第7条の規定による検査済証の写しを添付してください。 ・敷地が都市計画区域外の場合は工事届の写しを添付してください。

軽微な変更届

書類	窓口申請 郵送申請	電子申請	概要
軽微な変更届(県実施要綱 様式14)	必須	フォーム へ入力	・福岡県HPに様式を掲載しています。 ・福岡県HPに掲載している「長期優良住宅に関する軽微な変更の手続きについて」を参照してください。 ・変更認定通知書の交付が必要な場合は、第8条の変更認定申請を行ってください。
(代理人に委任する場合) 委任状	必須	フォーム へ入力	・福岡県HPに参考様式を掲載しています。 ・代理人の資格（建築士又は行政書士の種別、資格の種類・番号、事務所の登録番号等）を記載してください。 ・第5条の認定申請時に当該手続きの委任を受けている場合は、改めての添付は不要です。